

# 防府市畜産基盤再編総合整備事業費補助金交付要綱

平成18年4月 1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、畜産経営の法人化及び協業化、後継者への経営継承等を契機として、担い手への土地利用集積の加速的推進による規模拡大の実現や地域内の土地資源を新たに飼料生産基盤に活用することによる畜産主産地の形成の促進により、担い手の育成を通じた望ましい畜産構造の確立と地域経済の活性化を図るため、畜産担い手育成総合整備事業実施要綱（平成16年3月30日付け15生畜第5007号農林水産事務次官依命通達（以下「要綱」という。））及び畜産担い手育成総合整備事業実施要領（平成16年3月30日付け15生畜第5008号生産局長依命通達）に基づいて行う財団法人やまぐち農林振興公社（以下「事業主体」という。）が要綱に定める畜産担い手育成総合整備事業（再編整備型事業）（以下「事業」という。）を実施するのに必要な別表に定める事業に要する経費に係る市の補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象及び補助率)

第2条 市長は、毎年度予算の範囲内で事業主体が行う別表に掲げる事業に要する経費につき、同表に定める補助率により、当該事業主体に対し補助する。

(補助金の交付の申請)

第3条 前条の規定による補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請をしようとする事業主体は、防府市畜産基盤再編総合整備事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 事業主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第

108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

(補助金の交付の決定)

第4条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を当該申請した事業主体へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第5条 前条第1項の規定による通知を受けた事業主体は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(変更承認申請)

第6条 事業主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、防府市畜産基盤再編総合整備事業費補助金変更承認申請書(別記様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(1) 事業費と事務費との相互間における経費の流用をしようとするとき。

(2) 事業費のうち工事雑費及び一般管理費以外の経費から工事雑費及び一般管理費への経費の流用をしようとするとき。

(3) 第2条別表の1の(1)から(4)までの経費相互間における経費の30パーセントを超える増減かつ200万円を超える増減をしようとするとき。

(4) その他事業の適正かつ効率的な実施のために必要と認められる変更をしようとするとき。

(事業の中止又は廃止)

第7条 事業主体は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由及び事業の遂行状況を記載した書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業の繰越等)

第8条 事業主体は、当該事業が予定期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難になったときは、速やかにその理由及び事業の遂行状況を記載した書類を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(概算払の請求)

第9条 事業主体は、概算払により補助金を受けようとするときは、防府市畜産基盤再編総合整備事業費補助金概算払請求書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第10条 事業主体は、補助事業の遂行状況(11月30日現在)を防府市畜産基盤再編総合整備事業遂行状況報告書(別記様式第4号)により12月3日までに市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 事業主体は、当該事業が完了したときは、その完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに防府市畜産基盤再編総合整備事業実績報告書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書きにより交付の申請をした事業主体は、前項の実績報告書の提出するに当たって当該補助金に係る消費税

仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書きにより交付の申請をした事業主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、書面により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を当該事業主体に通知するものとする。

2 市長は、事業主体に交付すべき補助金の額を確定した後において、既にその額を超える補助金が概算払により交付されているときは、当該補助事業主体に対し、期限を定めてその超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(精算払)

第13条 前条の規定により通知を受けた事業主体は、補助金の交付を受けようとするときは、防府市畜産基盤再編総合整備事業費補助金精算払請求書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、事業主体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 事業の施工状況が不相当であると認められたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した

場合において、当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該事業主体に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 前2項の規定は、第12条の規定による交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(帳簿等の保管)

第15条 事業主体は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業の完了した年度の翌年度から起算して5か年間整備保管しなければならない。

(報告及び検査等)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、事業主体に対し報告を求め、前条の帳簿その他関係書類若しくは事業の施工状況を検査し、又は事業の施工上必要な指示をすることができる。

(財産処分の制限)

第17条 事業主体は、事業により取得し、又は効用の増加した法令で定める財産を法令に定める手続きを経ないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、法令で定める場合は、この限りではない。

(軽微な変更の範囲)

第18条 市長が定める軽微な変更の範囲は、別表の補助対象経費に定める1の事業費(1)から(4)までの経費について相互間の移動額が30パーセント以下の移動(ただし、200万円以下の場合を除く)をするときとする。

2 前項の規定は、(1)への経費移動については、認めないこととする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 3 月 22 日に一部改正。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(別表) 補助対象経費	補助率
<p>1. 事業費</p> <p>(1) 基本施設整備</p> <p>ア. 草地の造成改良、当該草地の保全、又は利用上必要な施設の新設又は改良に要する経費（地目変換に要する経費を含む。）</p> <p>イ. 草地（飼料基盤として整備改良する土地を含む。）の整備改良、当該草地の保全又は利用上必要な施設の新設又は改良に要する経費</p> <p>ウ. 放牧林地（野草地を含む。）として整備改良するほか、放牧林地の利用に必要な施設又は改良に要する経費その他知事が適当と認めた事業に要する経費</p>	<p>当該補助対象事業費の87.5/100以内 （内訳：国1/2 県1/4 市1/8）</p>
<p>(2) 農業用施設整備事業</p> <p>次の農業用施設の新設又は改良に要する経費</p> <p>ア. 隔障物等放牧利用に必要な施設</p> <p>イ. 畜舎、看視舎、薬浴施設、その他家畜の飼養又は管理のために必要な施設</p> <p>ウ. サイロ、その他農畜産物の貯蔵、集出荷、処理加工等のために必要な施設</p>	<p>当該補助対象事業費の70/100以内 （内訳：国1/2 県1/5）</p>
<p>(3) 農機具等導入費</p> <p>次の物品の導入に要する経費</p> <p>農機具</p> <p>監視用家畜</p>	<p>当該補助対象事業費の70/100以内 （内訳：国1/2 県1/5）</p>
<p>(4) 土地利用円滑化事業</p> <p>土地の集団化に伴う計画策定、権利調整、交換分合、換地等及び土地分配計画に要する経費</p>	<p>当該補助対象事業費の75/100以内 （内訳：国1/2 県1/4）</p>
<p>2. 付帯事務費</p> <p>上記事業の実施に必要な協議等に要する事業主体の経費</p>	<p>当該補助対象事業費の50/100以内</p>

第1号様式（第3条関係）

年度防府市畜産基盤再編総合整備事業費補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

(宛先) 防府市長

所在地  
団体名  
代表者名

年度において、下記のとおり畜産基盤再編総合整備事業を  
実施  
したいので、防府市畜産基盤再編総合整備事業費補助金交付要綱  
第3条により補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的



3 収支予算

(1) 収入の部

(千円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
国庫補助金 県費補助金 市費補助金 その他					
合 計					

(2) 支出の部

(千円)

区分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
事業費 附帯事務費					
合 計					

(3) 附帯事務費

(千円)

区 分	金 額	内 訳				備 考
		国庫金補助金	県 費	市 費	その他	
事業主体事務費	円	円	円	円	円	
合 計						

4 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

様式第2号（第6条関係）

年度防府市畜産基盤再編総合整備事業費補助金変更承認申請書

番 号  
年 月 日

（宛先）防府市長

所在地  
団体名  
代表者名

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定通知があった畜産基盤再編総合整備事業の実施について、別紙理由書に記載した理由により、事業の内容及び経費の配分を変更したので、承認されたく申請します。

記

（注）記の様式については、様式第1号の記の2, 3を準用し、変更前と変更後の事業の内容及び経費の配分が比較対照できるよう変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで上段に記載する。



様式第5号（第11条関係）

番 号  
年 月 日

（宛先）防府市長

所在地  
団体名  
代表者名

### 年度防府市畜産基盤再編総合整備事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった畜産基盤再編総合整備事業について、下記のとおり事業を実施したので、防府市畜産基盤再編総合整備事業費補助金交付要綱第11条により報告します。

#### 記

- 1 事業の目的
- 2 補助事業の成果（様式については、様式第1号の2を準用する。）
- 3 収支精算書（様式については、様式第1号の3を準用する。）

（注）前年度から繰り越した分にあっては、繰越分として別に作成のうえ提出すること。